

平成 28 年度泉佐野市 1 号認定（教育標準時間認定）利用者負担額

平成 28 年 4 月 1 日現在

国から示された利用者負担額		泉佐野市の利用者負担額
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税非課税世帯及び 市民税所得割非課税世帯	3,000円	1,000円
うち「特定世帯」	0円	0円
③市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円	12,100円
うち「特定世帯」	7,550円	3,550円
④市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円	16,500円
⑤市民税所得割課税額 211,200円超	25,700円	21,700円

(注1) 「特定世帯」とは母子世帯等、障害児(者)のいる世帯、その他要保護者等特に困窮していると認められる世帯。

(注2) 小学校3年生までの範囲で、最年長のこどもから順に2人目は上記の半額、3人目以降は0円とする。ただし、①～③の階層に該当する世帯については、こどもの年齢制限を撤廃し、最年長のこどもから順に2人目は上記の半額(特定世帯の場合は0円)、3人目以降は0円とする。

(注3) この表における所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除を適用外とした額とする。

■公立幼稚園の利用者負担額(保育料)について

公立幼稚園の利用者負担額(保育料)については、下表のとおり2年間の経過措置を設けて、平成26年度の保育料と同等程度とします。ただし、平成29年度からは上記の利用者負担額となりますので、平成28年度に4歳児で入園された児童は、平成28年度は下表の経過保育料で、平成29年度からは上記の利用者負担額(保育料)になります。

平成27年度・平成28年度の経過保育料

階層区分	経過保育料
①生活保護世帯	0円
②市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯	1,000円
うち「特定世帯」	0円
③市民税所得割課税額 77,100円以下	10,000円
うち「特定世帯」	3,550円
④市民税所得割課税額 211,200円以下	10,000円
⑤市民税所得割課税額 211,200円超	10,000円

(注1)経過保育料では、入園料9,000円は徴収しないが、12か月分を徴収する。

(注2)給食代(3,800円)は含まれない。

平成 28 年度泉佐野市 2・3号認定（保育認定）利用者負担額

平成 28 年 4 月 1 日現在

泉佐野市の利用者負担額（保育短時間は標準の約 1.7%減※Bを除く）					
階層区分		3～5 歳児		0～3 歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯	3,500円	3,500円	4,500円	4,500円)
	うち「特定世帯」	0円	0円	0円	0円
C	市民税所得割課税額 48,600円未満	9,500円)	9,300円	11,500円	11,300円
	うち「特定世帯」	3,750円	3,650円	4,750円	4,650円
D 1	市民税所得割課税額 73,000円未満	13,500円	13,300円	15,500円	15,300円
	うち「特定世帯」	6,750円	6,650円	7,750円	7,650円
D 2	市民税所得割課税額 97,000円未満	21,500円	21,200円	25,500円	25,100円
	うち 77,101 円未満の 「特定世帯」	10,750円	10,600円	12,750円	12,550円
D 3	市民税所得割課税額 150,000円未満	24,500円	24,100円	31,500円	31,000円
D 4	市民税所得割課税額 169,000円未満	25,000円	24,600円	42,000円	41,300円
D 5	市民税所得割課税額 235,000円未満	26,500円	26,100円	48,500円	47,700円
D 6	市民税所得割課税額 301,000円未満	27,000円	26,600円	54,000円	53,100円
D 7	市民税所得割課税額 301,000円以上	28,000円	27,600円	55,000円	54,100円

(注 1) 「特定世帯」とは母子世帯等、障害児(者)のいる世帯、その他要保護者等特に困窮していると認められる世帯。

(注 2) 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する場合は、最年長の子どもから順に 2 人目は上記の半額、3 人目以降については 0 円とする。

ただし、市民税所得割課税額が 57,700 円未満（特定世帯の場合は 77,101 円未満）の世帯は、子どもの年齢制限を撤廃し、最年長のこどもから順に 2 人目は上記の半額（特定世帯の場合は 0 円）、3 人目以降は 0 円とする。

(注 3) 保護者の月当たりの労働時間が 6 4 時間以上 1 2 0 時間未満の場合は、保育短時間に該当する（平成 2 6 年度からの継続児童で、保育標準時間を希望した場合を除く）。それ以外は保育標準時間になる。

(注 4) 年度途中で満 3 歳に到達した場合、その日が属する年度中は 3 号認定の利用者負担額を適用する。

(注 5) この表における市民税割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除を適用外とした額とする。